改　正　後

2 面

(4)　本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(⑦－⑧) (⑦ の金額≦⑧の金額の場合には０と書いてください。) ((3)の記載がない場合には、⑦の金額を移記してください。)	⑨	△をつけて、申告書第三表㊸へ　円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額(⑧－⑦) (⑦の金額≧⑧の金額の場合には０と書いてください。) (⑦の記載がない場合には、⑧の金額を移記してください。)	⑩	申告書第三表㊹へ

2　翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額（※）	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額
本年の３年前分（平成__年分）	Ⓐ（特定投資株式に係る金額）　円 Ⓑ（上場株式等に係る金額）	Ⓖ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）　円 Ⓗ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓘ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	
本年の２年前分（平成__年分）	Ⓒ（特定投資株式に係る金額） Ⓓ（上場株式等に係る金額）	Ⓙ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓚ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓛ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	⑪　（Ⓒ－Ⓙ）　円 ⑫　（Ⓓ－Ⓚ－Ⓛ）
本年の前年分（平成__年分）	Ⓔ（特定投資株式に係る金額） Ⓕ（上場株式等に係る金額）	Ⓜ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓝ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓞ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	⑬　（Ⓔ－Ⓜ） ⑭　（Ⓕ－Ⓝ－Ⓞ）
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(Ⓖ＋Ⓗ＋Ⓙ＋Ⓚ＋Ⓜ＋Ⓝ)	⑮	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書⑭へ	
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓘ＋Ⓛ＋Ⓞ）	⑯	申告書第三表㊺へ	
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額（⑥＋⑨＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭）			⑰　申告書第三表㊻へ　円

※　「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。
　また、「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」の⑫の金額（赤字の場合には、０とみなします。）及び「上場分」の⑬の金額（赤字の場合には、０とみなします。）並びに「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

3　前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額（※） （⑩－⑯）	⑱	申告書第三表㊼へ　円

※　⑱欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○　特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

改　正　前

2 面

(4)　本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(⑦－⑧) (⑦ の金額≦⑧の金額の場合には０と書いてください。) ((3)の記載がない場合には、⑦の金額を移記してください。)	⑨	△をつけて、申告書第三表㊸へ　円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額(⑧－⑦) (⑦の金額≧⑧の金額の場合には０と書いてください。) (⑦の記載がない場合には、⑧の金額を移記してください。)	⑩	申告書第三表㊹へ

2　翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額（※）	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額
本年の３年前分（平成__年分）	Ⓐ（特定投資株式に係る金額）　円 Ⓑ（上場株式等に係る金額）	Ⓖ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）　円 Ⓗ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓘ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	
本年の２年前分（平成__年分）	Ⓒ（特定投資株式に係る金額） Ⓓ（上場株式等に係る金額）	Ⓙ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓚ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓛ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	⑪　（Ⓒ－Ⓙ）　円 ⑫　（Ⓓ－Ⓚ－Ⓛ）
本年の前年分（平成__年分）	Ⓔ（特定投資株式に係る金額） Ⓕ（上場株式等に係る金額）	Ⓜ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓝ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓞ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	⑬　（Ⓔ－Ⓜ） ⑭　（Ⓕ－Ⓝ－Ⓞ）
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(Ⓖ＋Ⓗ＋Ⓙ＋Ⓚ＋Ⓜ＋Ⓝ)	⑮	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書⑭へ	
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓘ＋Ⓛ＋Ⓞ）	⑯	申告書第三表㊺へ	
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額（⑥＋⑨＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭）			⑰　申告書第三表㊻へ　円

※　「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。
　また、「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」の⑫の金額（赤字の場合には、０とみなします。）及び「上場分」の⑬の金額（赤字の場合には、０とみなします。）並びに「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

3　前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額（※） （⑩－⑯）	⑱	申告書第三表㊼へ　円

※　⑱欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○　特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

改　正　後

1　面

【平成＿＿年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

番　号	

（この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。）

住　所 （前住所）	（　　）			フリガナ 氏　名	
電話番号 （連絡先）		職業		関与税理士名 （電　話）	（　　）

※　譲渡した年の１月１日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1　所得金額の計算

			未公開分	上　場　分
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	円
	その他の収入	②		
	小　計（①＋②）	③	申告書第三表㋖へ	申告書第三表㋜へ
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④		
	譲渡のための委託手数料	⑤		
		⑥		
	小計（④から⑥までの計）	⑦		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1） （△を付けないで書いてください。）		⑧		
差引金額（③－⑦－⑧）		⑨		
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※2） （⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。）		⑩		
所得金額（⑨－⑩） （赤字の場合は△を付けて書いてください。）		⑪	申告書第三表㊷へ	黒字の場合は申告書第三表㊸へ
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※3）		⑫	申告書第三表㊺へ	申告書第三表㊺へ
繰越控除後の所得金額（※4） （⑪－⑫）		⑬	申告書第三表㊼へ	申告書第三表㊼へ

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

特例適用条文	措法＿条の＿＿ 措法＿条の＿＿

※１　「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の２第１項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※２　⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※３　⑫欄の金額は、⑪欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の２の⑨欄の金額を、「未公開分」、「上場分」の順に、⑪欄の金額を限度として控除します。

※４　⑬欄の金額は、⑪欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

整理欄		

（平成23年分以降用）

H23.11

「上場分」の⑪欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

改　正　前

1　面

【平成＿＿年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

番　号	

（この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。）

住　所 （前住所）	（　　）			フリガナ 氏　名	
電話番号 （連絡先）		職業		関与税理士名 （電　話）	（　　）

※　譲渡した年の１月１日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1　所得金額の計算

			未公開分	上　場　分
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	円
	その他の収入	②		
	小　計（①＋②）	③	申告書第三表㋖へ	申告書第三表㋜へ
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④		
	譲渡のための委託手数料	⑤		
		⑥		
	小計（④から⑥までの計）	⑦		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1） （△を付けないで書いてください。）		⑧		
差引金額（③－⑦－⑧）		⑨		
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※2） （⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。）		⑩		
所得金額（⑨－⑩） （赤字の場合は△を付けて書いてください。）		⑪	申告書第三表㊾へ	黒字の場合は申告書第三表㊿へ
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※3）		⑫	申告書第三表(82)へ	申告書第三表(82)へ
繰越控除後の所得金額（※4） （⑪－⑫）		⑬	申告書第三表(68)へ	申告書第三表(68)へ

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

特例適用条文	措法＿条の＿＿ 措法＿条の＿＿

※１　「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の２第１項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※２　⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※３　⑫欄の金額は、⑪欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の２の⑨欄の金額を、「未公開分」、「上場分」の順に、⑪欄の金額を限度として控除します。

※４　⑬欄の金額は、⑪欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

整理欄		

（平成22年分以降用）

H22.11

「上場分」の⑪欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

改　正　後

2　面（計算明細書）

2　申告する特定口座の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先（金融商品取引業者等）		譲渡の対価の額（収入金額）	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額（譲渡所得等の金額）	源泉徴収税額
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 （　）	本店 支店 出張所 （　）	円	円	円	円
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 （　）	本店 支店 出張所 （　）				
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 （　）	本店 支店 出張所 （　）				
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 （　）	本店 支店 出張所 （　）				
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 （　）	本店 支店 出張所 （　）				
合計（上場分（特定口座））			1面①へ	1面④へ		申告書第二表「所得の内訳」欄へ

【参考】　特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費（取得価額）	譲渡のための委託手数料	取得年月日
未公開分・上場分	・・		株(口)		円	円	円	・・（・・）
未公開分・上場分	・・							・・（・・）
未公開分・上場分	・・							・・（・・）
未公開分・上場分	・・							・・（・・）
未公開分・上場分	・・							・・（・・）
合計		未公開分			1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	
		上場分（一般口座）			1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	

改　正　前

2　面（計算明細書）

2　「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日	特例を適用してた計算した取得費の金額	その譲渡直前の株式等の所有状況 ⓐ その株式等の全所有株式数	ⓑ うち、平成13年10月1日以後に取得した株式数
・・		株(口)		円	・・（・・）	円	株(口)	株(口)
・・					・・（・・）			
・・					・・（・・）			
・・					・・（・・）			
・・					・・（・・）			

【参考】　その他の譲渡した主な株式等の明細

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日
未公開分・上場分	・・		株(口)		円	・・（・・）
未公開分・上場分	・・					・・（・・）
未公開分・上場分	・・					・・（・・）
未公開分・上場分	・・					・・（・・）
未公開分・上場分	・・					・・（・・）

※　「区分」欄は、未公開株式等については「未公開分」、上場株式等については「上場分」のいずれか当てはまるものを○で囲んでください。

改　正　後

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）

【平成＿＿＿年分】

番　号	

（この明細書は、租税特別措置法第29条の２に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式）又は租税特別措置法第37条の13の２及び平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の３に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。）

住　所 （前住所）	（　　）			フリガナ 氏　名	
電話番号 （連絡先）		職　業		関与税理士名 （電　話）	（　　）

1　所得金額の計算

（単位：円）

			未公開分	内、特定権利行使株式分	内、特定投資株式分	上場分	内、特定権利行使株式分	内、公開等特定株式分
収入金額	譲渡による収入金額	①						
	その他の収入	②						
	小計（①＋②）	③	申告書第三表㋐へ			申告書第三表㋒へ		
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④						
	譲渡のための委託手数料	⑤						
		⑥						
	小計（④から⑥までの計）	⑦						
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※１）（△を付けないで書いてください。）		⑧						
差引金額（③－⑦－⑧）		⑨				㋑		㋺
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※２）（⑨欄が赤字の場合は０と書いてください。）		⑩						
特定投資株式の価値喪失の金額（２面の３㉓の金額を書いてください。）		⑪						
所得金額（⑨－⑩－⑪）（赤字の場合は△を付けて書いてください。）		⑫	申告書第三表㊷へ		Ⓐ	Ⓑ		Ⓒ
公開等特定株式の計算（※３）（２面の５で計算した金額を書いてください。）		⑬				黒字の場合は申告書第三表㊸へ		
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※４）		⑭	申告書第三表㊹へ			申告書第三表㊹へ		
繰越控除後の所得金額（※５）（⑫－⑭又は⑬－⑭）		⑮	申告書第三表㊺へ			申告書第三表㊺へ		

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

特例適用条文	措法＿＿条の＿＿＿ 措法＿＿条の＿＿＿

※１　「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の２第１項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※２　⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」（「公開等特定株式分」とそれ以外の上場分がある場合には、先に「公開等特定株式分」から控除します。）、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。また、⑨欄の㋑の金額が㋺の金額より小さい場合には、「公開等特定株式分」の⑩欄には、㋑の金額を限度として記載します。

※３　⑬欄の金額は、⑫欄のⒷの金額が０又は赤字の場合には、２面の５の計算を行わずにⒷの金額をそのまま記載してください。

※４　⑭欄の金額は、⑫欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）」の２の⑮欄の金額を、「未公開分」（⑫欄の金額を限度とします。）、「上場分」（⑬欄の金額を限度とします。）の順に控除します。

※５　⑮欄の金額は、⑫欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。また、⑮欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

整理欄		

（平成23年分以降用）
H23.11

改　正　前

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）

【平成＿＿＿年分】

番　号	

（この明細書は、租税特別措置法第29条の２に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式）又は租税特別措置法第37条の13の２及び平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の３に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。）

住　所 （前住所）	（　　）			フリガナ 氏　名	
電話番号 （連絡先）		職　業		関与税理士名 （電　話）	（　　）

1　所得金額の計算

（単位：円）

			未公開分	内、特定権利行使株式分	内、特定投資株式分	上場分	内、特定権利行使株式分	内、公開等特定株式分
収入金額	譲渡による収入金額	①						
	その他の収入	②						
	小計（①＋②）	③	申告書第三表㋐へ			申告書第三表㋒へ		
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④						
	譲渡のための委託手数料	⑤						
		⑥						
	小計（④から⑥までの計）	⑦						
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※１）（△を付けないで書いてください。）		⑧						
差引金額（③－⑦－⑧）		⑨				㋑		㋺
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※２）（⑨欄が赤字の場合は０と書いてください。）		⑩						
特定投資株式の価値喪失の金額（２面の３㉓の金額を書いてください。）		⑪						
所得金額（⑨－⑩－⑪）（赤字の場合は△を付けて書いてください。）		⑫	申告書第三表㊸へ		Ⓐ	Ⓑ		Ⓒ
公開等特定株式の計算（※３）（２面の５で計算した金額を書いてください。）		⑬				黒字の場合は申告書第三表㊻へ		
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※４）		⑭	申告書第三表㊷へ			申告書第三表㊷へ		
繰越控除後の所得金額（※５）（⑫－⑭又は⑬－⑭）		⑮	申告書第三表㊽へ			申告書第三表㊽へ		

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

特例適用条文	措法＿＿条の＿＿＿ 措法＿＿条の＿＿＿

※１　「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の２第１項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※２　⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」（「公開等特定株式分」とそれ以外の上場分がある場合には、先に「公開等特定株式分」から控除します。）、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。また、⑨欄の㋑の金額が㋺の金額より小さい場合には、「公開等特定株式分」の⑩欄には、㋑の金額を限度として記載します。

※３　⑬欄の金額は、⑫欄のⒷの金額が０又は赤字の場合には、２面の５の計算を行わずにⒷの金額をそのまま記載してください。

※４　⑭欄の金額は、⑫欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）」の２の⑮欄の金額を、「未公開分」（⑫欄の金額を限度とします。）、「上場分」（⑬欄の金額を限度とします。）の順に控除します。

※５　⑮欄の金額は、⑫欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。また、⑮欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

整理欄		

（平成22年分以降用）
H22.11

改　正　後

2 面

2　申告する特定口座の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先（金融商品取引業者等）		譲渡の対価の額（収入金額）	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額（譲渡所得等の金額）	源泉徴収税額
源泉口座・簡易口座	~~証券会社~~ 銀行（　）	本店 支店 出張所（　）	円	円	円	円
源泉口座・簡易口座	~~証券会社~~ 銀行（　）	本店 支店 出張所（　）				
合計（上場分（特定口座））			1面①へ	1面④へ		申告書第二表「所得の内訳」欄へ

3　特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特定残株数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価値喪失の金額（①×②）
株	円	「1 所得金額の計算」の⑪欄へ　円

(注) ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算結了等の直前の特定残株数と、そのときにおける1株当たりの取得費を転記してください。

4　公開等特定株式に該当する株式数の計算　【譲渡の日：　年　月　日】

① 譲渡の時の直前の特定残株数	株
② 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日（取得期間）までに払込みにより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数（①又は②のいずれか少ない株式数）	株

(注) 1　「譲渡の時の直前の特定残株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定残株数」欄の株式数を記載してください。
2　「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日（取得期間）までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。
3　公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、1面「上場分」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5　公開等特定株式に係る所得金額の計算

「1 所得金額の計算」⑫欄（所得金額）がⒷ≧Ⓒの場合	（Ⓑ－（Ⓒ÷2））	「1 所得金額の計算」⑬欄へ　円
「1 所得金額の計算」⑫欄（所得金額）がⒷ＜Ⓒの場合	（Ⓑ÷2）	「1 所得金額の計算」⑬欄へ　円

【参考】　特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地・名称等（※）	譲渡による収入金額	取得費（取得価額）	譲渡のための委託手数料	取得年月日
未公開分・上場分	・・		株（口）		円	円	円	・・（・・）
未公開分・上場分	・・							・・（・・）
合計	未公開分				1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	
	上場分（一般口座）				1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	

※ 特定権利行使株式に係る保管の委託の解約等があった場合のみなし譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に（　）書きで記載してください。
（事由）振替口座簿への記載等の解約、振替口座簿への記載等の終了、保管委託の解約、保管委託の終了、管理等信託の解約、管理等信託の終了、贈与、相続、遺贈、低額譲渡

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署におたずねください。

改　正　前

2 面

2　「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日	特例を適用したとした計算した取得費の金額	その譲渡直前の株式等の所有状況 ⓐその株式等の全所有株式数	ⓑうち、平成13年10月1日以後に取得した株式数
・・		株（口）		円	・・（・・）	円	株（口）	株（口）
・・					・・（・・）			
・・					・・（・・）			
・・					・・（・・）			

3　特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特定残株数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価値喪失の金額（①×②）
株	円	「1 所得金額の計算」の⑪欄へ　円

(注) ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算結了等の直前の特定残株数と、そのときにおける1株当たりの取得費を転記してください。

4　公開等特定株式に該当する株式数の計算　【譲渡の日：　年　月　日】

① 譲渡の時の直前の特定残株数	株
② 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日（取得期間）までに払込みにより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数（①又は②のいずれか少ない株式数）	株

(注) 1　「譲渡の時の直前の特定残株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定残株数」欄の株式数を記載してください。
2　「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日（取得期間）までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。
3　公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、1面「上場分」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5　公開等特定株式に係る所得金額の計算

「1 所得金額の計算」⑫欄（所得金額）がⒷ≧Ⓒの場合	（Ⓑ－（Ⓒ÷2））	「1 所得金額の計算」⑬欄へ　円
「1 所得金額の計算」⑫欄（所得金額）がⒷ＜Ⓒの場合	（Ⓑ÷2）	「1 所得金額の計算」⑬欄へ　円

【参考】その他の譲渡した主な株式等の明細（上記2,3及び4に記載した株式等以外の株式について記載してください。）

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地・名称等（※）	譲渡による収入金額	取得年月日
未公開分・上場分	・・		株（口）		円	・・（・・）
未公開分・上場分	・・					・・（・・）
未公開分・上場分	・・					・・（・・）

※ 特定権利行使株式に係る保管の委託の解約等があった場合のみなし譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に（　）書きで記載してください。
（事由）振替口座簿への記載等の解約、振替口座簿への記載等の終了、保管委託の解約、保管委託の終了、管理等信託の解約、管理等信託の終了、贈与、相続、遺贈、低額譲渡

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署におたずねください。

改　正　後

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

(国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は譲渡した場合)

【平成＿＿＿年分】

番　号	

この明細書は、国内に恒久的施設を有する非居住者の方が、租税特別措置法第37条の14の２に規定する国内事業管理親法人株式の全部又は一部を、(1) 国内において行う事業に係る資 産として管理しなくなった場合又は (2) 譲渡した場合に使用するものです。

納 税 地	居所地 ・ 事業所等 （該当するものを○で囲んでください。）			フリガナ 氏　　名	
電話番号 (連絡先)		職 業 (屋 号)	（　　）	関与税理士名 （電　話）	（　　）

1　所得金額の計算

			未 公 開 分	上　場　分
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	円
	譲渡があったものとみなされる金額（※１）	②		
	その他の収入	③		
	小計 (①から③までの計)	④	申告書第三表㋖へ	申告書第三表㋷へ
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費 (取得価額)	⑤		
	譲渡のための委託手数料	⑥		
		⑦		
	小計 (⑤から⑦までの計)	⑧		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※２） （△を付けないで書いてください。）		⑨		
差引金額（④－⑧－⑨）		⑩		
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※３） （⑩欄が赤字の場合は０と書いてください。）		⑪		
所得金額（⑩－⑪） （赤字の場合は△を付けて書いてください。）		⑫	申告書第三表㊷へ	黒字の場合は申告書第三表㊸へ
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※４）		⑬	申告書第三表㊻へ	申告書第三表㊽へ
繰越控除後の所得金額（※５） （⑫－⑬）		⑭	申告書第三表㊿へ	申告書第三表(51)へ

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合及び国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなったために譲渡があったものとみなされる場合には、「未公開分」に記載します。

特例適用条文	措法＿＿条の＿＿＿ 措法＿＿条の＿＿＿

※１　②欄には、２面の３の「譲渡があったものとみなされる金額」の合計額を記載します。
※２「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の２第１項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。
※３　⑪欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。
※４　⑬欄の金額は、⑫欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の２の⑨欄の金額を、「未公開分」、「上場分」の順に控除します。
※５　⑭欄の金額は、⑫欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。また、⑭欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

整理欄		

（平成 23 年分以降用）
H23.11

「上場分」の⑫欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

改　正　前

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

(国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は譲渡した場合)

【平成＿＿＿年分】

番　号	

この明細書は、国内に恒久的施設を有する非居住者の方が、租税特別措置法第37条の14の２に規定する国内事業管理親法人株式の全部又は一部を、(1) 国内において行う事業に係る資 産として管理しなくなった場合又は (2) 譲渡した場合に使用するものです。

納 税 地	居所地 ・ 事業所等 （該当するものを○で囲んでください。）			フリガナ 氏　　名	
電話番号 (連絡先)		職 業 (屋 号)	（　　）	関与税理士名 （電　話）	（　　）

1　所得金額の計算

			未 公 開 分	上　場　分
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	円
	譲渡があったものとみなされる金額（※１）	②		
	その他の収入	③		
	小計 (①から③までの計)	④	申告書第三表㋖へ	申告書第三表㋷へ
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費 (取得価額)	⑤		
	譲渡のための委託手数料	⑥		
		⑦		
	小計 (⑤から⑦までの計)	⑧		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※２） （△を付けないで書いてください。）		⑨		
差引金額（④－⑧－⑨）		⑩		
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※３） （⑩欄が赤字の場合は０と書いてください。）		⑪		
所得金額（⑩－⑪） （赤字の場合は△を付けて書いてください。）		⑫	申告書第三表㊾へ	黒字の場合は申告書第三表㊿へ
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※４）		⑬	申告書第三表(52)へ	申告書第三表(54)へ
繰越控除後の所得金額（※５） （⑫－⑬）		⑭	申告書第三表(56)へ	申告書第三表(58)へ

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合及び国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなったために譲渡があったものとみなされる場合には、「未公開分」に記載します。

特例適用条文	措法＿＿条の＿＿＿ 措法＿＿条の＿＿＿

※１　②欄には、２面の３の「譲渡があったものとみなされる金額」の合計額を記載します。
※２「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の２第１項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。
※３　⑪欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。
※４　⑬欄の金額は、⑫欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の２の⑨欄の金額を、「未公開分」、「上場分」の順に控除します。
※５　⑭欄の金額は、⑫欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。また、⑭欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

整理欄		

（平成 22 年分以降用）
H22.11

「上場分」の⑫欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。